

平成〇〇年第〇〇号

遺言公正証書

本公証人は、遺言者〇〇〇〇の囑託により、証人〇〇〇〇、同〇〇〇〇の立会いのもとに、下記のとおり遺言の趣旨の口述を筆記し、この証書を作成する。

第1条 遺言者の相続人は、長男・〇〇〇〇（昭和〇〇年〇月〇日生）、長女・〇〇〇〇（昭和〇〇年〇月〇日生）、次女・〇〇〇〇（昭和〇〇年〇月〇日生）及び妻・〇〇〇〇（大正〇〇年〇月〇日生）の四名である。

第2条 祖先の祭祀を主宰すべき者として、長男・〇〇〇〇を指定する。

第3条 長男・〇〇〇〇に別紙目録一記載の土地家屋を相続させる。

第4条 長女・〇〇〇〇に別紙目録二記載の土地家屋を相続させる。

第5条 次女・〇〇〇〇に別紙目録三記載の株式を相続させる。

第6条 兵庫県〇〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号・無職・〇〇〇〇（昭和〇〇年〇月〇日生）に別紙目録四記載の定期預金を遺贈する。

第7条 妻・〇〇〇〇に、以上を除くすべての遺産を相続させる。

第8条 本遺言の遺言執行者として、次の者を指定し、その報酬を金〇〇万円とする。

住所 兵庫県〇〇〇市〇区〇〇〇町〇丁目〇〇番〇号

職業 〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇

生年月日 昭和〇〇年〇月〇日生

第9条 遺言執行の費用及び執行者の報酬は、次女・〇〇〇〇が相続した株式より支出するものとする。

本旨外要件

兵庫県〇〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

職業 無職

遺言者 〇〇〇〇

大正〇〇年〇月〇〇日生

遺言者については、当公証人はその氏名を知らず、また面識がないから、適法な印鑑証明書を差出させてその人違いでないことを証明させた。

兵庫県〇〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

職業 〇〇〇

証人 〇〇〇〇

昭和〇〇年〇月〇日生

兵庫県〇〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

職業 〇〇〇〇

証 人

〇〇〇〇

昭和〇〇年〇月〇日生

以上の証書を遺言者および証人に読み聞かせたところ、各自筆記の正確なことを承認し、次に署名押印する。但し、遺言者は病気のため署名できないので、本職が代署し、遺言者に押印させる。

遺言者

〇〇〇〇 印

証 人

〇〇〇〇 印

証 人

〇〇〇〇 印

この証書は、民法第 969 条第 1 号ないし第 4 号により作成し、同条第 5 号にもとづき、次に署名押印する。

平成〇〇年〇月〇日

本公証人役場において

兵庫県〇〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

尼崎合同法務局所属

公証人 □ □ □ □ 印